

事故等発生（処理）報告書

本報告の対象期間

令和5年11月～令和6年2月

報告日程及び報告案件数

- 総務文教常任委員会 令和6年3月6日(水)
報告案件数なし
- 厚生消防常任委員会 令和6年3月7日(木)
報告案件数：2件（No.1～No.2）
- 経済建設常任委員会 令和6年3月8日(金)
報告案件数：1件（No.3）

恵庭市組織マネジメント推進本部

（事務局：総務部職員課）

事故発生要因の分類について

発生した事件・事故について、当事者及び所管課による詳細な分析を通して複合、若しくは潜在している事故等発生原因の明確化をはかる。

また、明確化された発生要因別に対処方策を講じることにより、今後における同類事故の再発防止や新たな事故発生防止の取り組みを推進する。

今回の事件・事故等件数 3 件 / 今年度の累計件数24件

1.事故の種別

事故等分類	今回	累計
A.自動車運転に関する事件・事故	1	7
B.市関連施設の事故		2
C.事務的ミスに関する事故	2	12
D.保育園・学童クラブ等における事故		2
E.その他事故		1
合計	3	24

2.事故の発生要因（原課分析）

大区分	小区分	今回	累計
1.人的要因	① 決裁等チェック機能不全	1	3
	② 認識・確認不足	3	18
	③ 理解不足	1	1
	④ 知識（スキル）不足		1
	⑤ 引継ぎの不徹底		2
	⑥ 慣れ・過信	1	6
	⑦ コミュニケーション・連携不足	1	6
	⑧ 性格・行動		1
	⑨ その他		
	小計	7	38
2.設備・ツール(道具)・手順等不備要因	① 機器等の故障・整備不良		
	② 機器等の操作性が悪い		1
	③ 煩雑な手順・事務フロー		2
	④ マニュアル未整備・未更新		
	⑤ 研修不足		
	⑥ 不適切なファイリング、データ管理		
	⑦ その他		
	小計	0	3
3.環境要因	① 調整不足	1	2
	② 残業常態化、業務集中疲労、集中力欠如		2
	③ 整理整頓されていない執務環境		
	④ 危険箇所の見過ごし		3
	⑤ 作業導線の不備		
	⑥ その他		1
	小計	1	8
合計		8	49

【厚生消防常任委員会所管案件】

1	発生・発覚日時	令和5年11月1日・11月10日	所管部・課	保健福祉部健康スポーツ課
件名	学校開放利用申請における重複予約			
市民等への直接的影響	団体の活動に影響を与えた			
状況	学校開放事業の担当職員が、申請があったスポーツ少年団の予約処理を失念し、後日、他のスポーツ団体2団体からあった11月1日と11月10日の利用申請を許可したことから予約が重複した状態になり、後から申請した2団体が使用できなかった。			
事故対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用できなかったスポーツ団体に謝罪し、利用料を還付した。 ・担当者を含め改めて、課内職員に注意喚起や報告、連絡の徹底を指導した。 			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-②認識・確認不足 1-⑥慣れ・過信 1-⑦コミュニケーション・連携不足 3-①調整不足	<ul style="list-style-type: none"> ・少年団利用と一般団体利用の共有カレンダーを作成し、市のホームページに掲載した。 ・団体や学校から追加や中止等の連絡があった場合は、随時ホームページを更新する。 			

2	発生・発覚日時	令和6年1月16日	所管部・課	保健福祉部障がい福祉課
件名	委託業務に関する消費税の誤認			
市民等への直接的影響	法令違反の事務を行った			
状況	<p>福祉事業者に業務委託をしている障がい者相談支援事業に係る契約について、非課税事業と認識していたことから消費税を含まない契約としていた。令和5年10月の当該相談事業が課税対象であるとの厚生労働省通知や、同類の不適切事務に関する報道等から事業所に確認し、誤りが判明した。</p> <p>消費税分未払期間：平成30年度～令和2年度 未払額：8,836,320円／延滞税額524,800円 合計額 9,361,120円</p> <p>なお、令和3年度以降は課税対象事業としている。</p>			
事故対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市は事業者に対して、消費税額及び延滞税額の合計額を負担することとした。 ・令和6年1月24日に事業所が消費税の申告を行い、同日消費税額を納入し、延滞税は後日納付する。 ・令和6年第1回定例会における補正予算案において市の負担相当額を計上し議決後、令和6年3月末までに事業者に対して支払いを完了する予定である。 			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-①決裁等チェック機能不全 1-②認識・確認不足 1-③理解不足	決裁時に根拠法令の再確認を徹底する。			

【経済建設常任委員会所管案件】

3	発生・発覚日時	令和5年11月29日	所管部・課	公園緑地課
件名	公園管理業務中の事故			
市民等への直接的影響	事故及び通院に伴い、身体や日常生活に影響を与えた			
状況	<p>請負事業者が、公園指定管理業務を終えユニック車を走行して交差点を右折する際に、車両右側後方から直進で交差点に進入してきた自転車と接触した。自転車に乗っていた13歳の中学生が自転車とともに転倒し、顔や肩に擦り傷などを負った。</p> <p>公園管理車両運転手が、交差点を左折しようとしていた対向車の乗員による自転車運転者に直進を促す動作を誤解し、ユニック車を右折させたことや、確認不足により横断中の自転車に気づけなかったことが事故の原因である。</p>			
事故対応	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに救急の出動要請や警察、関係先に事故報告をするとともに、保護者に連絡をした。 ・被害者は救急車により市内医療機関に搬送され、医師の診察がなされたが、意識もあり会話も可能な状況から当日は帰宅し、後日再検査をすることとした。 ・その後、精密検査を受診し、入院加療を要するような所見は認められなかったが、首などに違和感が残るとのことで整体へ複数回通院した。 ・令和6年2月17日、被害者との示談が成立した。 			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-②認識・確認不足	<ul style="list-style-type: none"> ・11月30日に、公園管理業務実施前に担当者全員を対象とした安全運転教育を実施し、安全運転の徹底について再確認した。 ・日常的に実施しているツールボックスミーティングや危険予知活動などにおいて、運転時の危険性などについて定期的に確認するよう対策を講じた。 			